

取扱区分：「公開」

令和5年第7回

周南市農業委員会総会議事録

注. 発言の内容についてはその要旨を記載しております。

(発言そのものの記載ではありません。)



令和5年7月10日（月）10時00分

於：周南市役所 多目的室

令和5年第7回

周南市農業委員会総会議事録

1 日時 令和5年7月10日(月) 午前10時00分 ~午前10時51分

2 場所 周南市役所 多目的室

3 出席者等

(1) 出席委員 17人

第1番	秋 貞 啓 子	第2番	有 馬 俊 雅
第3番	岩 田 実	第4番	佐 伯 伴 章
第5番	白 石 純 治	第6番	高 橋 恵
第7番	田 中 榮 作	第8番	歳 光 時 正
第9番	野 村 邦 幸	第10番	林 俊 一
第11番	原 田 雅 之	第12番	弘 中 壽
第13番	藤 井 孝	第14番	藤 原 典 子
第16番	山 崎 光 夫		
第17番	笠 井 保 雄 (会長職務代理者)		
第18番	山 下 敏 彦 (会長)		(1人欠員)

(2) 欠席委員 1人

第15番 松 田 孝 行

(3) 事務局職員 4人

局 長	中 山 浩 毅	次 長	杉 岡 清 伸
次長補佐	神 本 和 典	書 記	重 岡 のぞみ

(4) 傍聴人 なし

4 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議決事項

議案第35号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について	4件
議案第36号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について	1件
議案第37号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について	7件
議案第38号	周南市農業委員会総会会議規則制定（全部改正）について	1件

第3 報告事項

報告第40号	農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について	11件
報告第41号	農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について	5件
報告第42号	農地法第5条第1項第7号及び農地法施行規則第53条の規定による農地等の転用のための権利移動の制限の例外としての届出について	3件
報告第43号	農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の報告について	2件
報告第44号	相続税の納税猶予の適用を受ける農地等に係る農業経営を引き続き行っていることの証明について	1件
報告第45号	現況が農地でないことの証明等について	6件

第4 議決事項（追加）

議案第39号	周南市農業委員会会長互選規程制定について	1件
--------	----------------------	----

中山事務局長

皆さん、おはようございます。

それでは、総会を開催いたします。

携帯電話につきまして、マナーモード、電源確認をお願いいたします。

次に、定足数の報告をさせていただきます。

本日の総会の出席委員は、18人中17人で、周南市農業委員会会議規則第9条の規定を充たしておりますので、総会は成立いたします。

なお、本日の欠席は、第15番・松田孝行委員の1人で、周南市農業委員会会議規則第5条の規定による欠席の届出がありましたので、ご報告いたします。

恐れ入りますが、議案の正誤表及び議決事項の追加となりました、議案（その2）を配付しておりますので、よろしくお願ひします。

それでは、議長よろしくお願ひします。

開会（午前10時00分）

議長（山下会長）

それでは、ただ今より令和5年第7回、周南市農業委員会総会を開会いたします。

これより議事に入ります。

議事日程第1、議事録署名委員の指名ですが、周南市農業委員会会議規則第23条第2項に規定された議事録署名委員は、第5番・白石純治委員、第9番・野村邦幸委員のご両名をお願いいたします。

議事日程第2、議決事項に入ります。

議案第35号「農地法第3条第1項の規定による許可申請につい

て」、番号1番を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

中山事務局長

中山事務局長

1ページから2ページの議案第35号は、1議案4件です。

番号1番についてご説明いたします。

所在、地目は記載のとおりで、畑2筆の面積が326平方メートルで、申請譲受人の自宅近くにあり、譲受人が管理を任されている農地です。

権利移動は所有権移転で、譲渡人が遠隔地に居住しており管理が難しいため譲り渡すものです。

譲受人は、以前から譲渡の話があり、タマネギ、ジャガイモ等の野菜を家族で栽培するため、農地を取得するものです。

農地法第3条第2項各号に掲げられた不許可要件には該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件などの許可要件を全て満たしております。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

野村委員

第9番野村委員

9番、野村です。

議案第35号番号1番の農地法第3条第1項の規定による許可申請について説明します。

6月21日に推進委員、事務局職員と4名で現地確認をしました。

また、譲渡人、譲受人とは電話にて確認しました。

現地は野菜が少し栽培されており管理はされていきました。

譲渡人は遠隔地に住んでいるため耕作ができないため、以前から管理を頼んでいた譲受人に譲り渡すとのことです。

畑は親子二人で管理し、家庭菜園として活用するとのことです。

特に問題はないと思われますので、ご審議のほどよろしくお願

議長（山下会長）

します。

ありがとうございました。

それでは、ただ今の議案第35号、番号1番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第35号、番号1番について、採決を行います。

本件は、許可とすることに、ご異議は、ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第35号、番号1番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第35号、番号2番を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

中山事務局長

中山事務局長

番号2番についてご説明いたします。

所在、地目は記載のとおりで、畑3筆の面積が419平方メートルで、申請譲受人が購入する住宅に隣接する農地です。

権利移動は、所有権移転で、譲渡人は相続により農地を取得しましたが、遠隔地に居住しており管理ができないため譲り渡すものです。

譲受人は、以前から農地付きの戸建住宅を探していたところ、この物件の紹介を受け、野菜や果樹を栽培するため譲り受けるものです。

農地法第3条第2項各号に掲げられた不許可要件には該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件などの許可要件を全て満たしております。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

野村委員

第9番野村委員

9番、野村です。

議案第35号番号2番の農地法第3条第1項の規定による許可申請について説明します。

去る6月21日に事務局職員と2名で現地確認をしました。

譲受人は農地付き住宅を購入し、敷地内にある農地の所有権移転です。

譲渡人は遠隔地に住んでいて住宅は兄から相続したので、最初から販売を考えていたとのことでした。

譲渡人、譲受人とは電話にて確認をしました。

農地は二人で家庭菜園にして管理するそうです。

許可することに問題はないと思われます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

それでは、ただ今の議案第35号、番号2番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第35号、番号2番について、採決を行います。

本件は、許可とすることに、ご異議は、ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第35号、番号2番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第35号、番号3番を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

中山事務局長

中山事務局長

番号3番についてご説明いたします。

所在、地目は記載のとおりで、田2筆、畑3筆の面積が2,962平方メートルで、申請譲受人の自宅近くにあり、譲受人が管理を任されている農地です。

権利移動は所有権移転で、譲渡人が遠隔地に居住しており管理が難しいため譲り渡すものです。

譲受人は、叔父である譲渡人からの依頼で土地の管理をしていますが、カボチャ、キャベツ、ニンニク等の野菜や果樹を栽培するため譲り受けるものです。

また、他県でニンニク栽培に従事している譲受人の父が、近々市内に転入し一緒に農作業を行うとのことでした。

農地法第3条第2項各号に掲げられた不許可要件には該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件などの許可要件を全て満たしております。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

笠井委員

第17番笠井委員

第17番の笠井です。

第3番について去る6月23日に現地で推進委員、事務局職員と一緒に現地確認をいたしました。

この議案につきましては事前に譲渡人、譲受人、譲受人の父の3名が来宅され相談を受けまして、第3条許可申請を勧めました。

そして今回の議案となりました。

申請地は国道2号線沿いに位置しており、住宅に隣接していません。

譲渡人はこの住宅と農地を親から相続し夫婦で済み、農地で水稻や野菜、果樹を作付けし生活していましたが、高齢と病気のため約

3年位前に東京の子供さんのところへ移住され、その後、住宅は空き家となり、農地は休耕されてきました。

今回、宮崎在住の弟さん夫婦とその子供さんが譲り受けるとのことで、現在、子供さんの譲受人が先に移住され、空き家となった住宅に住み、農地を管理されています。

現地確認の当日も農地の草取りをされていましたし、農地に野菜も作付けされていました。

弟さん夫婦は現在まだ宮崎に住んでいますが、近々こちらに移住され、一緒にニンニクの栽培をされたいとのことでした。

譲受人を子供さんにしたのは、弟さんも高齢であることから、いずれ子供さんに引継ぎしたいとのことでした。

今回は空き家の解消、休耕農地がなくなったこと、また若者が地域に帰って貰ったことをうれしく思っています。

農機具は譲渡人から譲り受け使用とのことでした。

以上問題ないと思われます。

ご審議のほどよろしくお願ひします。

ありがとうございました。

それでは、ただ今の議案第35号、番号3番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませぬか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第35号、番号3番について、採決を行います。

本件は、許可とすることに、ご異議は、ございませぬか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第35号、番号3番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第35号、番号4番を議題といたします。

議長（山下会長）

事務局より議案の説明をお願いします。

中山事務局長

中山事務局長

番号4番についてご説明いたします。

所在、地目は記載のとおりで、畑1筆の面積が296平方メートルで、申請譲受人が購入する住宅の敷地に接する農地です。

権利移動は所有権移転で、譲渡人は高齢により耕作や管理が難しいため譲り渡すものです。

譲受人は、譲渡人の意向を受け、露地野菜の栽培により経営規模を拡大するため譲り受けるものです。

農地法第3条第2項各号に掲げられた不許可要件には該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件などの許可要件を全て満たしております。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

原田委員

第11番原田委員

第11番の原田です。

議案第35号番号4番について補足説明いたします。

去る6月22日に事務局職員と現地確認、6月29日に譲受人と電話にて、6月30日に申請代理人と電話にて意思確認をいたしましたのでご報告いたします。

申請地は休耕しているものの雑草が繁茂することもなく草刈り管理されておりました。

譲渡人は高齢のために耕作もできず、今後農地の適正な管理が難しくなり譲り渡したいとのことでした。

譲受人も、隣接する譲渡人の宅地を取得するのに合わせて、譲渡人の申し出に応じ、申請地を取得したいとのことでした。

譲受人は現在広く水稻及び露地野菜の栽培をしており、申請地においては狭小であるため露地野菜の栽培を行いたいとのことでした。

た。

申請地と併せて取得する宅地を拠点として、家族の協力を得ながら、今後当地区での経営規模拡大も視野に入れて行きたいとのことでした。

農機具の保有状況も、トラクター2台、コンバイン2台、田植え機1台、管理機1台、軽トラ1台、乾燥機1台、粃摺り機1台等を保有しており、家族の協力もあり営農には問題ないと考えます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

ありがとうございました。

それでは、ただ今の議案第35号、番号4番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第35号、番号4番について、採決を行います。

本件は、許可とすることに、ご異議は、ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第35号、番号4番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第36号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」、番号1番を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

杉岡事務局次長

3ページの議案第36号は、1議案1件です。

それでは、番号1番についてご説明いたします。

本件は、既に、教会の参拝者用の駐車場の整地や擁壁の設置、車道、倉庫、家庭菜園などに転用されており、無断転用の追認をするか否かの事案となります。

議長（山下会長）

杉岡事務局次長

申請地は、鹿野博愛病院から北東約310メートルに位置し、所在、地目、地積は記載のとおりで、位置図、現地写真、公図、土地利用計画図等は配付資料のとおりです。

農地区分は鹿野小学校から南東約420メートル、鹿野博愛病院から約310メートルの二つの施設がおおむね500メートル以内に位置し、かつ、沿道には水道及び下水道が通っている第3種農地に該当します。

経緯は、昭和60年頃に、下の家へ至る歩道と教会会堂へと至る車道を整備し、平成5年頃に倉庫等を設置し、家庭菜園が70平方メートルあり、これらの転用面積が約500平方メートルとのことです。

また、平成24年頃に土砂崩れの防止のために、擁壁を設置し、駐車場を整備しています。

この転用面積が約400平方メートルとのことです。

本事案は、顛末書が添付されています。

無断転用については、反省をされ、今後は農地法等の法令を遵守するとのことです。

まず、原則通り原状回復を求めるかは、長く地域に受け入れられた施設であることから慎重に検討する必要があると考えます。

事業計画書・被害防除計画書など必要な書類も完備されており、許可基準を満たしていると考えます。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

野村委員

第9番野村委員

9番、野村です。

議案第36号番号1番の農地法第4条第1項の規定による許可申請について説明します。

去る6月21日に推進委員と事務局職員と4名で現地確認をしました。

現地は駐車場になっていました。

下の田の迷惑がかかってはいけないとのことで擁壁が設置されていました。

この件については、申請者ともお会いして話を聞き、農地法の手続きを知らず迷惑をかけたと反省されており、顛末書が提出されています。

必要な書類もすべて揃っています。

農地への復旧は極めて困難であり、周囲への影響もないと考えられることから追認することはやむを得ないと考えます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

それでは、ただ今の議案第36号、番号1番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第36号、番号1番について、採決を行います。

本件は、許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第36号、番号1番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第37号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、番号1番を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

杉岡事務局次長

4ページから6ページの議案第37号は、1議案7件です。

番号1番についてご説明いたします。

申請譲受人は、農家住宅を建設するため、宅地である父の土地と

議長（山下会長）

杉岡事務局次長

一体利用して全体面積183.87平方メートルに建築面積80.32平方メートルの家屋を建築しようとするものです。

譲渡人は、購入の申出があったため譲受人に譲り渡すものです。

申請地は、周南市道の駅ソレーネ周南から東約1,450メートルに位置し、所在、地目、地積は記載のとおりで、位置図、現地写真、公図、土地利用計画図は配付資料のとおりです。

農地区分は農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で第2種農地に該当します。

農地の代替性もなく、農地転用の確実性につきましては、事業計画書・資金計画書・被害防除計画書など必要な書類も完備されており、許可基準を満たしています。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員の弘中委員に代わって私が現地調査をしましたので、その結果及び補足説明をいたします。

去る6月23日に、農地利用最適化推進委員及び事務局職員と共に現地を確認し、その際に、申請譲渡人に直接お会いしました。

また、その日のうちに、電話にて申請譲受人に確認を行いました。

申請地は、畑というよりも荒れ地の状態でした。

これまで実家にて親と同居していたが、子どもの成長に伴い手狭になったため、実家のそばに農家住宅を新築し、農業を手伝っていくとのことでした、

立地基準に照らして転用に問題はなく、また、関係書類も完備されており、農地転用の確実性が認められ、周辺農地への被害防除措置が適切で、地域の農地の農業上の効率的・総合的な利用に支障がなく、一般基準からみても問題はないと考えます。

よろしくご審議をお願いいたします。

それでは、ただ今の議案第37号、番号1番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第37号、番号1番について、採決を行います。

本件は、許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第37号、番号1番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第37号、番号2番を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

杉岡事務局次長

番号2番についてご説明いたします。

申請譲受人は、自らが代表取締役を務める建設会社に貸すため、申請地を購入し、真砂土120立法メートル、砂利60立法メートル、バックホウ1台を置くことができる資材置場にしようとするものです。

譲渡人は、後継者もおらず、今後も耕作の予定がないため譲受人に譲り渡すものです。

申請地は、J A周南都濃支所から北約400メートルに位置し、所在、地目、地積は記載のとおりで、位置図、現地写真、公図、土地利用計画図は配付資料のとおりです。

農地区分は農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で第2種農地に該当します。

農地の代替性もなく、農地転用の確実性につきましては、事業計画書・資金計画書・被害防除計画書など必要な書類も完備されており、許可基準を満たしています。

以上でございます。

杉岡事務局次長

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの

現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第2番有馬委員

有馬委員

2番、有馬です。

番号2番について補足説明をします。

去る6月22日に推進委員と事務局職員と現地を確認するとともに、7月2日に譲渡人並びに譲受人の自宅にてそれぞれ意思確認をしました。

現地の地目は田ですが、作物が植えられた形跡はありませんでした。

ただし草刈りはなされており、きちんと管理されていました。

周辺は北側に人家、東側に譲受人の自宅等、南側は市道、西側は国道に接しており、周辺に耕作地はありませんでした。

譲渡人は高齢であることや後継者がいないことから土地を売買したいと考えていたそうです。

たまたま譲渡人と譲受人が近所であり、草刈り等の共同作業を経る中でお互いの希望が一致したので譲ることにしたそうです。

なお、10年位前までは水稻をしていたとのことでした。

譲受人は資材置場を探していたところ、譲渡人から売却の話があり、自宅に隣接する土地でもあり管理しやすいことや、接する農地もなく他の耕作地への影響もないことから購入することにしたそうです。

購入後は、譲受人が代表取締役を務める会社に資材置場として貸し付けるとのことです。

関係書類が提出されており、調査項目に従い調査をしました。

特に問題はないと思われまます。

以上よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

それでは、ただ今の議案第37号、番号2番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第37号、番号2番について、採決を行います。

本件は、許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第37号、番号2番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第37号、番号3番を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

杉岡事務局次長

番号3番についてご説明いたします。

申請譲受人は、太陽光発電事業を行うため、申請地を購入し、パネル設置面積439.15平方メートル、パネル枚数170枚を設置するもので、発電出力は49.5キロワットが1基です。

譲渡人は、耕作する予定もないことから譲受人に譲り渡すものです。

申請地は、周南市中須支所から南東約1,740メートルに位置し、所在、地目、地積は記載のとおりで、位置図、現地写真、公図、土地利用計画図は配付資料のとおりです。

農地区分は農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で第2種農地に該当します。

農地の代替性もなく、農地転用の確実性につきましては、事業計画書・資金計画書・被害防除計画書など必要な書類も完備されており、許可基準を満たしています。

以上でございます。

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

杉岡事務局次長

議長（山下会長）

第4番佐伯委員

佐伯委員

4番の佐伯です。

5条許可申請に伴う議案第37号番号3番について補足説明します。

6月23日に調査に伴う現地確認を事務局職員と行いました。

現状は草刈り等され農地の維持管理はされていきました。

7月2日に譲渡人と電話にて確認しました。

草刈り等で維持管理はしていますが、家から遠隔地でもあり、今後は難しい状況でしたが、今回譲受人より話があり、将来的な事も考えて譲り渡すことに同意したそうです。

7月5日に譲受人とも電話にて確認をし、立地条件に適しているとのことで今回の話になったとのことでした。

周辺の状況等を見ても問題はなさそうなので許可しても良いと思います。

ご審議のほどよろしくお願ひします。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

それでは、ただ今の議案第37号、番号3番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第37号、番号3番について、採決を行います。

本件は、許可とすることに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第37号、番号3番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第37号、番号4番を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

杉岡事務局次長

杉岡事務局次長

番号4番についてご説明いたします。

申請譲受人は、申請地を購入し、また、13平方メートルの国の土地を一体的に利用し、作業員のための10台分の駐車場を設置しようとするものです。

譲渡人は、耕作しておらず、今後も耕作の予定がないため譲受人に譲り渡すものです。

申請地は、周南市熊毛勤労者福祉センターから西約680メートルに位置し、所在、地目、地積は記載のとおりで、位置図、現地写真、公図、土地利用計画図は配付資料のとおりです。

農地区分は都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている第3種農地に該当します。

農地転用の確実性につきましては、事業計画書・資金計画書・被害防除計画書など必要な書類も完備されており、許可基準を満たしています。

なお、現在、国の国有財産占有使用許可及び国道加工許可の申請手続中ですので、許可は国の国有財産占有使用許可及び国道加工許可と同時施行としたいと考えます。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第11番原田委員

原田委員

11番の原田です。

議案第37号番号4番について補足説明いたします。

去る6月30日に現地確認、また譲渡人と譲渡人宅にて意思確認、隣接耕作者に電話にて意見聴取しました。

6月30日、7月7日に申請代理人と電話で意思確認いたしましたので報告いたします。

申請地は耕作中の農地、水路及び国道に囲まれており、現状は梅

が植えられ、草刈り管理されておりました。

譲渡人の話では、申請地は国道整備に合わせて土地を提供した残地で、梅を植えて50年近く草刈り管理をしてきたとのことでした。

高齢となり継続して維持管理が困難になってきたため、譲受人の申し出に応じ譲り渡したいとのことでした。

譲受人は市内各所に拠点を持つ事業者で、現在申請地とは水路を挟んだ向かいの倉庫にて資材の管理をしており、近年扱う資材量が増加し、積み下ろしの人員も増えてきたため、作業員用の駐車場が必要になったとのことでした。

立地、面積とも申請地が適地と考え、譲渡人に要望したところ応じてもらえることとなり取得したいとのことでした。

事業計画書によれば、申請地敷地内には排水路があり、耕作中の隣接農地の排水及び国道他からの雨水の排水に利用されているため、一部パイプに変更、また升を設置し残しておくとのことでした。

申請地からの汚水の発生はなく、排水路を介し水路への放流で周辺農地への影響はありません。

また、国道との高低差のため、1.2メートルほど盛土をしますが、その法面及び申請地周囲の草刈等管理は十分に行ってもらおうよう伝えました。

事業計画書、平面図、被害防除計画書に沿って調査いたしましたが、特に問題はないと考えます。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

ありがとうございました。

ただ今の議案第37号、番号4番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第37号、番号4番について、採決を行います。

本件は、国の国有財産占有使用許可及び国道加工許可と同時施行

議長（山下会長）

という条件を付けて許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第37号、番号4番は、国の国有財産占有使用許可及び国道加工許可と同時施行という条件を付けて許可とすることに決定いたします。

続きまして、議案第37号、番号5番を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

杉岡事務局次長

杉岡事務局次長

番号5番についてご説明いたします。

申請譲受人は、太陽光発電事業を行うため、申請地を購入し、パネル設置面積371.99平方メートル、パネル枚数144枚を設置するもので、発電出力は49.5キロワットが1基です。

譲渡人は、農地としての維持管理が困難となったため譲受人に譲り渡すものです。

申請地は、周南市大河内市民センターから東約1,200メートルに位置し、所在、地目、地積は記載のとおりで、位置図、現地写真、公図、土地利用計画図は配付資料のとおりです。

農地区分は農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で第2種農地に該当します。

農地転用の確実性につきましては、事業計画書・資金計画書・被害防除計画書など必要な書類も完備されており、許可基準を満たしています。

なお、県道の法面に接して水路があり、筆界は水路よりも農地側にあります。この筆界から約80センチメートル内側にフェンスを設置する計画ですが、周南土木建築事務所維持管理課に説明済みとのこと。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの

第11番原田委員

現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

原田委員

11番の原田です。

議案第37号番号5番について補足説明いたします。

去る6月22日に事務局職員と現地確認、6月30日に申請代理人と電話にて、7月2日に譲渡人と電話にて意思確認いたしましたのでご報告いたします。

申請地は現状草が刈られておりました。

譲渡人の話では申請地は水管理が難しい立地で10年以上耕作しておらず、月1回程度草刈りをしてきたものの、維持管理していくのが困難な状況になったため、この度譲受人の申し出に応ずるとのことでした。

譲受人は太陽光発電事業を行うにあたり土地を探していたところ、譲渡人も申請地の維持管理が困難になっており後継者もおらず耕作希望者もないこと、日当たりのよいことなど、申請地が適地と判断し取得するとのことでした。

施工に当たっても道路からの進入口もあり特に支障はないと考えられます。

周囲は道路、休耕中の農地、住宅で、周辺土地所有者に事前に説明を行っているとのことでした。

連絡先を明記し施工から草刈り等維持管理まで周辺土地所有者には誠意をもって対応するとのことでした。

太陽光発電パネルのみの設置でパネル高さも約1メートルと日当たり等周辺への影響もないと考えます。

排水は道路側溝への放流ですが雨水のみで汚水の発生もなく、事業計画書、平面図、被害防除計画書に沿って調査いたしましたが、特に問題はないと考えます。

ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

それでは、ただ今の議案第37号、番号5番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第37号、番号5番について、採決を行います。

本件は、許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第37号、番号5番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第37号、番号6番を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

杉岡事務局次長

番号6番についてご説明いたします。

申請譲受人は、太陽光発電事業を行うため、申請地を購入し、パネル設置面積454.65平方メートル、パネル枚数176枚を設置するもので、発電出力は49.5キロワットが1基です。

不整形のため活用できない面積1,072.64平方メートルを除いた有効敷地面積は1,803.36平方メートルです。

譲渡人は、農地としての維持管理が困難となったため譲受人に譲り渡すものです。

申請地は、高水近隣公園から西約680メートルに位置し、所在、地目、地積は記載のとおりで、位置図、現地写真、公図、土地利用計画図は配付資料のとおりです。

農地区分は農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で第2種農地に該当します。

農地転用の確実性につきましては、事業計画書・資金計画書・被害防除計画書など必要な書類も完備されており、許可基準を満たし

杉岡事務局次長

ています。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

笠井委員

第17番笠井委員

第17番の笠井です。

番号6番について補足説明します。

去る6月23日に推進委員と事務局職員と一緒に現地確認をいたしました。

申請人の方には後日、内容と意思確認をいたしました。

申請地は国道2号線から八代方面へ向かう県道から入った中山間地域の山合にある小さな集落の中で、申請地は谷合で山林に囲まれ、勾配があって狭小の農地が連なる棚田です。

約5年位前は耕作されていましたが、現在は雑草が背丈位伸びていて原野化している遊休農地でした。

周辺農地も全て休耕されてきました。

譲渡人は農地として維持管理することが困難な状況となったため、譲受人の希望通り、太陽光発電設備を設置することに賛同し譲り渡すことにしたとのことでした。

今回の議案のように、中山間の農地について高齢化、後継者もなく休耕しいずれ原野化し山林となる遊休農地については、太陽光発電設備の設置も、土地の有効利用の観点からは一つの手法だと思われました。

周辺農地の所有者には了解済みとのことでした。

以上、問題ないと思われま。

ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

それでは、ただ今の議案第37号、番号6番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第37号、番号6番について、採決を行います。

本件は、許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第37号、番号6番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第37号、番号7番を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

杉岡事務局次長

番号7番についてご説明いたします。

申請譲受人は、太陽光発電事業を行うため、申請地を購入し、パネル設置面積 397.82 平方メートル、パネル枚数 154 枚を設置するもので、発電出力は 49.5 キロワットが 1 基です。

不整形のため活用できない面積 259.53 平方メートルを除いた有効敷地面積は 1,670.47 平方メートルです。

譲渡人は、農地としての維持管理が困難となったため譲受人に譲り渡すものです。

申請地は、高水近隣公園から西約 680 メートルに位置し、所在、地目、地積は記載のとおりで、位置図、現地写真、公図、土地利用計画図は配付資料のとおりです。

農地区分は農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で第 2 種農地に該当します。

農地転用の確実性につきましては、事業計画書・資金計画書・被害防除計画書など必要な書類も完備されており、許可基準を満たしています。

以上でございます。

杉岡事務局次長

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

笠井委員

第17番笠井委員

17番の笠井です。

番号7番について、去る6月23日に推進委員、事務局職員と一緒に現地確認をいたしました。

申請人の方には後日、内容と意思確認をいたしました。

この議案につきましては、番号6番と同一の譲渡人、譲受人で、申請地も市道を挟んだ向かい側で、内容的にはほとんど同じなので、補足説明は省略させていただきます。

ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

それでは、ただ今の議案第37号、番号7番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第37号、番号7番について、採決を行います。

本件は、許可とすることに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第37号、番号7番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第38号「周南市農業委員会総会会議規則制定（全部改正）について」を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

中山事務局長

中山事務局長

7ページの議案第38号「周南市農業委員会総会会議規則制定（全部改正）について」、議案第38号別紙により主な改正点をご説明いた

します。

この規則は、現行の会議規則の全部を改正するもので、題名も他市の例を参考に、総会会議規則に改めています。

次に、第2条第1項では、市長が招集する総会を明確にしました。

次に、2ページの第6条の議席ですが、現行では会長が定めることとしていますが、改正案ではくじで定めることとしています。

次に、第7条第2項及び第3項で、会長に代わって議長の職務を行う者を規定しました。

次に、4ページの第19条では、新たに議事参与の制限を規定しました。

次に、第21条ですが、採決の手続きを詳細に規定しました。

次に、5ページの第24条では、総会への農地利用最適化推進委員の出席について新たに規定しました。

次に、第27条から29条までで、傍聴の制限、傍聴人の遵守事項、退場命令に分けて、傍聴について詳細に規定しました。

以上でございます。

議長（山下会長）

それでは、ただ今の議案第38号について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第38号について採決を行います。

原案どおり可決することに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第38号は、原案のとおり可決いたします。

続きまして、議事日程第3、報告事項に入ります。

報告第30号「農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について」、事務局より報告事項の説明をお願いします。

中山事務局長

中山事務局長

8ページから11ページまでの報告第40号は、農地等を相続等により所有権移転した旨を農業委員会に届出するもので、今回は11件です。

内容は記載のとおりで、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第40号を終わります。

続きまして、報告第41号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について」、事務局より報告事項の説明をお願いします。

中山事務局長

中山事務局長

12ページから13ページの報告第41号は、市街化区域内にある農地を、あらかじめ農地等の所有者及び転用事業者が農業委員会に届け出て、農地等以外のものに転用するため、農地等の権利移動をするもので、許可は不要とされています。

今回は、5件です。

内容は記載のとおりで、添付書類も完備されており、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第41号を終わります。

続きまして、報告第42号「農地法第5条第1項第7号及び農地法施行規則第53条の規定による農地等の転用のための権利移動の制限の例外としての届出について」、事務局より報告事項の説明をお願いします。

中山事務局長

中山事務局長

14ページの報告第42号は、許可は要しないとされているもので、農業委員会に文書を提出していただいているものです。

今回は、3件です。

番号1番は、農地法施行規則第53条第5号に規定された周南市が行う道路工事のための転用、番号2番と番号3番は、同条第15号に規定された周南市が行う災害復旧工事のための一時転用でございます。

内容は記載のとおりで、添付書類も完備されており、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第42号を終わります。

続きまして、報告第43号「農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の報告について」、事務局より報告事項の説明をお願いします。

中山事務局長

中山事務局長

15ページの報告第43号ですが、農地所有適格法人は、農地法第6条第1項及び農地法施行規則第58条の規定により、毎年、事業の状況などを事業年度終了後3か月以内に農業委員会に報告しなければならない、とされているもので、今回は2件です。

添付書類も完備されており、農地所有適格法人としての農地法第2条第3項に規定された法人形態要件、事業要件、議決権要件、役員要件を満たしておりますので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第43号を終わります。

続きまして、報告第44号「相続税の納税猶予の適用を受ける農地等に係る農業経営を引き続き行っていることの証明について」、事務局より報告事項の説明をお願いします。

中山事務局長

中山事務局長

16ページの報告第44号は、租税特別措置法第70条の6第1項の規定により相続税の納税猶予の適用を受ける農地等について、農業経営を引き続き行っていることの証明願いがあったもので、今回は1件です。

内容は記載のとおりで、現地を確認いたしました。

添付書類も完備されており、事務局長専決により証明いたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第44号を終わります。

続きまして、報告第45号「現況が農地でないことの証明等について」、事務局より説明をお願いします。

中山事務局長

中山事務局長

17ページから18ページの報告第45号は、周南市農業委員会非農地証明に係る事務処理要領の規定に基づき、非農地証明願の提出による非農地証明書交付の申請を受け、農地台帳等で事前調査の上、農業委員及び農地利用最適化推進委員3人に事務局職員が同行して現地調査を行い、委員3人の協議により申請地が農地に該当するか否かの判断をし、その結果により非農地証明書等を交付したため、同要領第18条の規定により報告するもので、今回は6件です。

非農地判断の結果、番号6番の一部の土地については、農地であると決定し、非農地証明願返戻通知書を交付しましたが、これを除く土地については、すべて非農地であると決定し、非農地証明書を交付しました。

議長（山下会長）

以上でございます。

説明が終わりました。

以上で、報告第45号を終わります。

続きまして、議案（その2）の議事日程第4、議決事項の追加に入ります。

議案第39号「周南市農業委員会会長等互選規程制定について」、を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

中山事務局長

中山事務局長

それでは、議案（その2）の1ページ、議案第39号「周南市農業委員会会長等互選規程制定について」、議案第39号別紙により主な内容をご説明いたします。

最初に、7ページをご覧ください。

これは、今回新たに制定する会長等互選規程の附則の規定により一部改正する農業委員会規程の新旧対照表です。

農業委員会の会長や会長職務代理者は、農業委員会等に関する法律第5条第2項と第5項で互選により決まることとなっています。

このことについて、現行の農業委員会規程第3条では、「委員会で行う互選の方法及び手続は、総会に諮って定める。」としています。

これは、その都度、定めなければならない、現実的ではありませんので、この第3条の中で、「別に規程で定める」と改め、新たに会長等互選規程を制定することとしました。

1ページにお戻りください。

会長等互選規程の第2条で、会長等の互選は、総会における互選会において行うこととしています。

次に、第3条では、互選会が行われる時期を規定し、第5条では、互選会は、在任する委員の3分の2以上の出席により成立すること

としています。

2 ページの第6条では、互選に関する事務を管理執行するため、互選管理者を置き、総会の議長をもって充てるとしています。

次に、第7条では、互選の方法は、投票又は指名推選とし、第8条から3ページの第14条までの各条において、投票の手続を規定し、第15条では、有効得票の最多数を得たものを当選人とし、得票数が同じ場合は、くじにより当選人を決定するとしています。

指名推選の手続は、第16条に規定し、第1項では出席委員に異議がないときに指名推選の方法で互選ができることを、第2項では出席委員全員の同意により被指名人を当選人とすることを、第3項では指名推選が2人以上の場合は、被指名人を当選人にはできないことを規定しています。

4 ページの第19条では、当選人に対して会長等になることの承諾を求めなければならないことを、第20条では、承諾が得られなかったときは、再び互選会を開催し、当選人を定めなければならないことを規定しています。

そして、第21条で、この承諾によって、当選人は、会長等に互選されたものとする規定しています。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の議案第39号について、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第39号について採決を行います。

原案どおり可決することに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第39号は、原案のとおり可決いたします。

以上で、議案第39号を終わります。

これを持ちまして、本日の議事日程は、全て終了いたしましたので、令和5年第7回、周南市農業委員会総会を閉会いたします。
お疲れ様でした。

閉会（午前10時51分）

上記決議を明確にするため、この議事録を作成し署名委員がこれに署名する。

署 名 人

令和5年7月10日

周南市農業委員会

会 長 山 下 敏 彦

委 員 白 石 純 治

委 員 野 村 邦 幸